

任期の定めのない研究教育職員となるための審査等に関する細則

平成20年 3 月10日

国天細則第 5 号

(目的)

第1条 この細則は、国立天文台研究教育職員の任期に関する規則（平成16年国天規則第10号。以下「規則」という。）第2条第2項に規定する研究教育職員が、任期満了の後、任期の定めのない研究教育職員になる場合（以下「移行」という。）の審査の手続き等について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 規則第2条第2項に規定する任期の定めのない研究教育職員になることができる研究教育職員は、採用にあたっての公募の際に、任期満了の後、任期の定めのない研究教育職員になる申請を行う機会が与えられるものとされ、これに基づき採用された者に限る。

(移行審査委員会)

第3条 移行を希望する研究教育職員（以下「移行希望研究教育職員」という。）の審査を行う委員会（以下「移行審査委員会」という。）を運営会議に設置する。

2 移行審査委員会の組織及び運営については、別に定める。

(移行の審査)

第4条 移行希望研究教育職員は、別に定める日までに、台長に対して別に定める書類を添えて移行の申請を行わなければならない。

2 台長は、前項の書類を添えて、移行審査委員会に移行の審査を依頼するものとする。

3 台長は、移行審査が終了した時点において当該研究教育職員が移行を希望する場合に限り、その移行の可否を運営会議に諮るものとする。

4 移行の可否投票においては、出席した委員の過半数かつ、白票及び無効票を除いた票数の3分の2以上の可の票を要するものとする。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、台長が別に定める。

附 則

この細則は、平成20年 3 月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。